新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う取扱い

新型コロナウイルス感染症は、2023年５月８日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更されたため、同日以降、疾病死亡保険金支払（感染症範囲変更型）特約、治療・救援費用補償（感染症範囲変更型）特約にて、旅行期間終了から死亡・治療開始までの期間が30日以内に緩和される感染症には該当しなくなりました※。

※「五類感染症」への分類変更により、新型コロナウイルス感染症は、感染症法第６条第７項第３号に規定するものに該当せず、下表の＜修正前＞の特約の（注２）の条件を満たさなくなりました。

これに伴い特約の記載を修正し、下表の＜該当箇所＞には修正後特約を掲載しています。ただし、2023年５月７日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、下表の＜修正前＞の特約の内容が適用されます。具体的な内容は下表をご覧ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

該当箇所	＜修正前＞	＜修正後＞
約-38 疾病死亡保険金支払（感染症範囲変更型）特約別表１ 約-48 治療・救援費用補償（感染症範囲変更型）特約別表１	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注１） (1) 一類感染症 (2) 二類感染症 (3) 三類感染症 (4) 四類感染症 (5) 新型コロナウイルス感染症（注２） (6) 指定感染症（注３） （注１）（略） （注２）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条（定義等）第７項第３号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。 （注３）（後略）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注１） (1) 一類感染症 (2) 二類感染症 (3) 三類感染症 (4) 四類感染症 (5) 指定感染症（注２） （注１）（略） （注２）（後略）